

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ (DENIZ)

被告 国

意見書兼上申書

令和4年11月2日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大 橋



同代理人弁護士 岡 本 翔 太



原告は、被告が従前述べた人証調べにおける尋問方法における意見の内容等に鑑み、下記のとおり、人証調べにおける訴訟指揮について意見を述べる。

記

1 被告が述べた人証調べに係る意見の概要

被告は、原告側が尋問において動画を提示することを一律に制限することを求め、裁判所がかかる制限を認めない決定がされた後は異議を出すことを予告している。一方、自らの人証調べの際は、（のちに提示はしないとの方針に転換したものの）静止画像を提示する予定である旨述べ、静止画像の提示自体は適法であることを前提とした意見を提出していた。

2 原告の意見の内容

- (1) 尋問では、裁判長に許可を得ることで証拠を証人に提示することが認められているところ（民事訴訟規則116条1項）、通常、裁判長はこれ許可をするのが一般である。当事者は、この裁判長の裁判に対し、異議を述べることができる（同202条1項）。しかし、異議は、裁判長の裁判によって「不利益」を受けたことが前提となる（秋山幹男ら「コンメンタール民事訴訟法IV第2版」（2019年日本評論社刊）238頁）。必

要件は異議の理由とされていない。

- (2) 本件において、隔離処分と暴行の一連の経過の状況の、第一次的な証拠は、動画である。静止画像は、動画の加工物であり、二次的な証拠に過ぎない。それなので、証拠を提示する場合、動画を提示することの方が、原則的な方法であり、二次的加工物を作成して提示することは、例外である。

動画の提示は、静止画の提示よりも、尋問の効率化、尋問対象の明確化の観点からはこれを利用する方が有効で、必要性も認められる。ある場面を示して質問をする場合、人物の体勢と位置関係が類似する複数の場面があるので、静止画像では区別しにくい。それなので、静止画像を提示するだけでは、どの場面のことなのか、記憶との間で混乱し、誤解に基づく証言が行われるおそれがある。他方、動画であれば、音声や動きによって、場面の識別の可能性が高まる。

- (3) もちろん、記憶に基づく供述を歪めるおそれは排除されるべきであり、被告としてはこれを異議の理由である「不利益」と主張することが考えられる。

しかし、その観点からも、動画の提示が異議の理由たる不利益になるものとは認められない。すなわち、本件において原告が提示を予定する動画は本件事件当日の経過を機械的に記録したものである。そのため、映像が証人の正確な記憶を喚起することはあっても、記憶を歪めて真実の発見を阻害する恐れは小さい。

そもそも、動画は音声、動きの方向と速さの情報が含まれていて、実際に起きたことの正確な記録に限りなく近い。これに対し、被告が提示を予定する静止画像は、動画から音声、動きの方向も速さも捨象したものである。それなので、証人に記憶と異なる印象を与えるおそれは、静止画像の方が大きい。したがって、なぜ、動画があるのに静止画像に加工した上で示す必要があるのか、その必要性の方が問われるものというべきである。仮に、動画でなく静止画の写真だけが残っていた場合を想定すれば、動画の方が、実態の把握に格段の効果があることが判る。

- (4) また、記憶喚起の目的のためにも、静止画像において体勢と位置関係だけを見せるよりも、音声や動きの情報が含まれる動画を見せた方が目的にも適合していること

は、明らかである。

法務省入国管理局事務連絡平成17年4月7日「隔離を含む制止措置等における証拠保全の徹底について」（甲34）は、「この種の告発自体が事案発生から長期間経過後に行われることも想定され、時間経過後の報告書の作成は記憶が曖昧となるほか、曖昧な記憶に基づき事実と異なる報告書を作成した場合には、ねつ造などのそしりを受けるおそれもあることから、隔離措置を含む制止措置等強制力を行使する際には、ビデオ撮影の励行及び事案発生後の速やかな報告書作成、証拠保全に万全を期すよう願います。」として、ビデオが正確な記録となること、記憶を補うものであることを示して、証拠としての保全を指示している。

法務省管警287号平成17年9月27日「隔離を含む制止措置等におけるビデオ撮影について（通達）」（甲35）は、ビデオの証拠としての保全をするよう、通達している。

このようなことを踏まえれば、動画の証拠があるのにもかかわらず静止画像に加工して提示する被告の方針の方が合理性に疑問があり、不利益が生じる恐れがある。動画を提示して尋問することに何ら不利益が想定できない。

(5) 以上より、原告は、静止画像でなく動画を示すという点についての異議に必要性も合理性もないと考える。

被告が無用の異議を発することは、それ自体、尋問中断による時間の空費、直前の供述内容や質問内容の失念などが懸念される点で、尋問の妨害になりかねない。また、無用の異議を執拗に繰り返すことで進行が妨げられた場合、妨害の程度はより著しくなり、非難されて当然と思われる。

以上のことを十分に検討し、被告には誠実な訴訟遂行をするよう求めるとともに、裁判所には、被告がおよそ理由あると考え難い異議を行う場合、すでに却下されたものと同様の異議を繰り返す場合などには、即座に異議を却下する、このような意義をしないよう注意するなどの適切な訴訟指揮を行うよう要望する。

以上

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件
原告 デニズ
被告 国

証拠説明書(12)

(甲34~35)

令和4年11月2日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 大 橋 毅



号 証	標 目 原本・写しの別	作 成 者 作成年月日	立証趣旨
34	事務連絡「隔離を含む制 止措置等における証拠保 全の徹底について」 写し	法務省入国管理局警備課補佐官 H17.4.7	同事務連絡の内容（東日本センター内での制止 措置について特別公務員暴行陵虐致傷の容疑で 告発される事案が発生したことを契機に、入管 職員の強制力行使の際に、証拠保全目的でビデ オ撮影や速やかな報告書の作成が励行されたこ と等
35	法務省管警 287 号「隔離 を含む制止措置等におけ るビデオ撮影について （通達）」 写し	法務省入国管理局長 H17.9.27	入管職員の制止等措置や戒具の使用について証 拠保全する目的で撮影したビデオの撮影基準、 撮影方法、撮影の留意事項、記録媒体の保存方法 に関する規則等

事 務 連 絡
平成17年 4月 7日

入 国 者 収 容 所 首 席 入 国 警 備 官 殿 (処 遇 担 当)
地 方 入 国 管 理 局 首 席 入 国 警 備 官 殿 (処 遇 担 当)
地 方 入 国 管 理 局 支 局 首 席 入 国 警 備 官 殿
地 方 入 国 管 理 局 出 張 所 統 括 (上 席) 入 国 警 備 官 殿

法務省入国管理局警備課補佐官 後 閑 厚 志

隔離を含む制止措置等における証拠保全の徹底について

被收容者に対する隔離等強制力を行使して制止措置する際には、これまでも被收容者処遇規則及び通達等に基づき適法かつ適正に対処していただいているところですが、今般、東日本入国管理センターにおいて被收容者が入国警備官に暴行を受けたとして、弁護士グループから特別公務員暴行陵虐致傷などの容疑で告発される事案が発生したものの、その後の捜査で「法令により認められた権限に基づいた必要最小限度の強制力の行使」として当方の正当性が認められ不起訴処分（嫌疑なし）となりました。

当方の正当性が認められることとなった背景には、事案発生当初からビデオ撮影を行い証拠保全に努めるとともに、速やかな報告を行ったほか、負傷者に対しても迅速かつ適切な医療行為が行われたことが大きな要因と認められます。

今後も同種事案が発生し得ると考えられるところ、この種の告発自体が事案発生から長期間経過後に行われることも想定され、時間経過後の報告書の作成は記憶があいまいとなるほか、あいまいな記憶に基づき事実と異なる報告書を作成した場合には、ねつ造などのそしりを受けるおそれもあることから、隔離

を含む制止措置等強制力を行使する際には、ビデオ撮影の励行及び事案発生後の速やかな報告書作成等、証拠保全に万全を期すよう願います。

保存期間 10 年

法務省管警 287 号

平成 17 年 9 月 27 日

入 国 者 収 容 所 長 殿
地 方 入 国 管 理 局 長 殿
地 方 入 国 管 理 局 支 局 長 殿
地 方 入 国 管 理 局 出 張 所 長 殿 (下 関, 鹿 児 島)

法務省入国管理局長 三浦 正晴

隔離を含む制止措置等におけるビデオ撮影について (通達)

被收容者に対する隔離等強制力を行使して制止措置する際には、ビデオ撮影の励行等証拠保全に努めているところ、今般、撮影したビデオテープ等の記録保管の統一を図るため、下記のとおり要領を定めたので、周知徹底されたく通達します。

記

この要領は、被收容者処遇規則 (昭和 56 年法務省令第 59 号。以下「処遇規則」という。) 第 17 条の 2 に規定する制止等の措置、第 18 条に規定する隔離、第 19 条に規定する戒具の使用が適正に行われたことを立証するため、これら措置の撮影及び当該撮影記録の保管について必要事項を定めることを目的とする。

1 撮影基準

ビデオ撮影等による記録化は、原則として次のいずれかに該当する措置を行った場合に行うものとする。

- (1) 遵守事項の違反行為に対する強制力を伴う制止等の措置
- (2) 隔離措置
- (3) 戒具の使用
- (4) 保護室への收容

2 撮影方法

撮影は、携帯用ビデオカメラ及び收容施設設置の監視カメラ等によ

り、可能な限り複数台で行うものとする。

3 撮影等における留意事項

- (1) ビデオカメラ等の日時は正確に保つように確認し、撮影の時間に誤差が生じないようにする。
- (2) 携帯用ビデオカメラは、いつでも使用できるよう所定の場所に置いておく。
- (3) 携帯用ビデオカメラの撮影は、被収容者を刺激しない距離を保ち、全体の動きが分かるように努める。
- (4) 撮影に当たっては、断片的に撮影することなく一連の状況が把握できるよう連続して撮影する。
- (5) 一つのビデオテープ等の記録媒体には、一つの事案のみを録画することとする。

4 記録媒体の保存方法

- (1) ビデオテープ等に録画した場合には、録画後、録画した状況を「ビデオテープ等記録媒体保管簿」（別記第1号様式）に記録する。
- (2) 録画したビデオテープ等記録媒体は、編集等することなく原型をもって保存することとする。
- (3) 録画したビデオテープ等記録媒体は、施錠可能な場所に保管し、破損、紛失等がないように管理する。

5 記録媒体の保存期間

録画したビデオテープ等記録媒体及び「ビデオテープ等記録媒体保管簿」の保存期間は1年とする。

なお、当該ビデオテープ等記録媒体が、訴訟等により1年を超えて保存する必要がある場合は、その旨を「ビデオテープ等記録媒体保管簿」に付記した上で保存期間の延長手続をとるものとする。

添付物

ビデオテープ等記録媒体保管簿

1部

